

明治大学研究・知財戦略機構規程

2005年5月18日制定

2005年度規程第1号

第1章 研究・知財戦略機構

(設置)

第1条 明治大学（以下「本大学」という。）は、明治大学研究・知財戦略機構（以下「機構」という。）を設置する。

(目的)

第2条 機構は、本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本大学における研究の戦略的推進
- (2) 研究を戦略的に推進するための研究環境の重点的整備
- (3) 研究資金確保のための活動
- (4) 研究の国際化推進のための活動
- (5) 研究面における社会との連携活動
- (6) 知的財産の創出、取得、管理及び活用
- (7) その他目的達成のために必要と認められる事業

(組織)

第4条 機構に、研究・知財戦略機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議の下に、研究企画推進本部及び社会連携促進知財本部を置く。

(機構会議)

第5条 機構会議は、次に掲げる者をもって組織し、第3条に規定する事業に関することを審議する。

- (1) 学長
- (2) 学務担当常勤理事及び財務担当常勤理事
- (3) 大学院長
- (4) 研究企画推進本部長
- (5) 社会連携促進知財本部長
- (6) 情報基盤本部長

- (7) 国際交流センター所長
 - (8) 教学企画部長及び学術・社会連携部長
 - (9) 理事長が指名する者5名以内
 - (10) 学長が指名する者5名以内
- 2 前項第9号及び第10号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- (研究・知財戦略機構長)

第6条 機構に、研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）を置く。

- 2 機構長は、機構の業務を総括し、機構を代表する。
 - 3 機構長は、学長をもって充てる。
 - 4 機構長に事故あるときは、次条に規定する研究・知財戦略副機構長のうち、あらかじめ定めた順位による者が職務を代行する。
- (研究・知財戦略副機構長)

第7条 機構に、研究・知財戦略副機構長（以下「副機構長」という。）3名を置く。

- 2 副機構長は、機構長を補佐する。
 - 3 副機構長のうち、1名は、第5条第1項第2号に掲げる者のうちから理事会が任命し、他の2名は、それ以外の機構会議構成員のうちから学長の推薦により理事会が任命する。
 - 4 副機構長の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- (機構会議の運営)

第8条 機構会議は、機構長が招集する。

- 2 機構長は、機構会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 機構会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 機構会議の議事は、出席した構成員の過半数の議決をもって決する。
- 5 機構会議は、必要に応じて、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第2章 研究企画推進本部

(任務)

第9条 研究企画推進本部の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本大学における研究推進戦略の企画・立案
- (2) 研究に係る情報収集・発信の企画・立案
- (3) 大型研究プロジェクトの企画・立案

- (4) 特定課題研究ユニットの審査・支援
 - (5) 国際連携・協力の企画・立案
 - (6) 大学院共同研究の推進・支援
 - (7) 科学研究費補助金及びその他の学外研究助成による研究の推進・支援
 - (8) 研究資源の配分の企画・立案
 - (9) その他前各号の任務遂行のために必要と認められる事項
- (研究企画推進本部長)

第10条 研究企画推進本部に、研究企画推進本部長（以下「本部長」という。）を置く。

- 2 本部長は、研究企画推進本部の業務を総括し、研究企画推進本部を代表する。
- 3 本部長は、専任教員のうちから、学長の推薦により、理事会が任命する。
- 4 本部長の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 本部長に事故あるときは、次条に規定する研究企画推進副本部長のうち、あらかじめ本部長が指名する者が職務を代行する。

(研究企画推進副本部長)

第11条 研究企画推進本部に、研究企画推進副本部長（以下「副本部長」という。）2名を置く。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。
- 3 副本部長のうち、1名は、第15条に規定する基盤研究部門長とし、他の1名は、専任教員のうちから、学長の推薦により、理事会が任命する。
- 4 副本部長の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第12条 研究企画推進本部に、次の機関を置く。

- (1) 研究企画推進委員会
- (2) 基盤研究部門

(研究企画推進委員会)

第13条 研究企画推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、第9条に規定する任務に関することを審議する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長2名
- (3) 社会科学研究所長、人文科学研究所長及び科学技術研究所長のうちから第15条に規定する基盤研究部門長を除く2名

- (4) 大学院委員のうちから大学院長の推薦により学長が委嘱する者2名
 - (5) 知的資産センター長
 - (6) 学長室専門員のうちから学長が指名する者2名
 - (7) その他学長が指名する者5名以内
- 2 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
 - 3 研究企画推進委員会の運営については、別に定める。

(基盤研究部門)

第14条 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

(基盤研究部門長)

第15条 基盤研究部門に、基盤研究部門長（以下「部門長」という。）を置く。

- 2 部門長は、基盤研究部門の業務を総括し、基盤研究部門を代表する。
- 3 部門長は、3研究所の所長のうちから本部長の推薦により、学長が委嘱する。
- 4 部門長の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(基盤研究部門の事業)

第16条 基盤研究部門の事業等については、別に定める基盤研究部門にかかわる研究所要綱及びその他の関連校規による。

第3章 社会連携促進知財本部

(社会連携促進知財本部)

第17条 社会連携促進知財本部については、別に定める社会連携促進知財本部規程及びその他の関連校規による。

第4章 特別推進研究インスティテュート

(特別推進研究インスティテュート)

第18条 機構の附属研究機関として、特別推進研究インスティテュート（以下「インスティテュート」という。）を置く。

- 2 インスティテュートは、本大学の特色を活かした世界的水準の学術研究及び応用研究（以下「世界的研究」という。）を推進する卓越した研究拠点を形成することを目的とする。
- 3 インスティテュートの設置は、機構会議において世界的研究を推進する研究組織として承認されたものについて、機構長が学部長会及び理事会の承認を得て決定する。

- 4 この規程に定めるもののほか、インスティテュートに関し必要な事項は、インスティテュートごとに、別に定める。

第5章 雑則

(事務)

第19条 機構に関する事務は、学術・社会連携部研究・知財事務室が行う。

(規程の改廃)

第20条 この規程を改廃するときは、機構会議の議を経なければならない。

附 則 (2005年度規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2005年(平成17年)5月19日から施行する。

(研究・知財戦略機構長等の任期の特例)

- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第7条、第10条、第11条及び第15条に規定する者の任期については、第7条第4項本文、第10条第4項本文、第11条第4項本文及び第15条第4項本文の規定にかかわらず、2006年(平成18年)3月31日までとする。

(研究・知財戦略機構会議構成員等の任期の特例)

- 3 この規程の施行後、最初に委嘱される第5条第1項第9号及び第10号並びに第13条第1項第7号に規定する者の任期については、第5条第2項本文及び第13条第2項本文の規定にかかわらず、2006年(平成18年)3月31日までとする。

(通達第1380号)

附 則 (2006年度規程第25号)

この規程は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1519号)(注 基盤研究部門の事業等に係る委任規定の変更に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2007年(平成19年)6月7日から施行する。

(研究企画推進副本部長の任期の特例)

- 2 改正後の明治大学研究・知財戦略機構規程第11条第3項の規定により任命された研究企画推進副本部長の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、2008年(平成20年)3月31日までとする。

(通達第1544号)(注 情報科学センターの廃止及び情報基盤本部の設置による機構会議の構成員の変更並びに研究企画推進副本部長の任命手続の変更に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第33号)

この規程は、2007年(平成19年)10月18日から施行する。

(通達第1591号)(注 事務機構改革の実施による機構会議の構成員及び事務部署名の変更に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第57号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)1月24日から施行する。
(特定課題研究ユニットの設置に関する経過措置)
- 2 改正前の明治大学研究・知財戦略機構規程第9条第4号の規定により設置されている特定課題研究所は、改正後の第9条第4号の規定による特定課題研究ユニットとみなす。

(通達第1638号)(注 特別推進研究インスティテュート及び特定課題研究ユニットの設置に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第16号)

この規程は、2008年(平成20年)7月17日から施行する。

(通達第1711号)(注 所管理事の変更による機構会議の構成員の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第31号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。
(副機構長の任期の特例)
- 2 改正後の第7条第1項及び第3項の規定により増員される副機構長の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、2010年(平成22年)3月31日までとする。

(通達第1735号)(注 副機構長を1名増員することに伴う改正)